

第36号議案

神戸市介護保険条例の一部を改正する条例の件

神戸市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年4月30日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市介護保険条例の一部を改正する条例

神戸市介護保険条例（平成12年3月条例第98号）の一部を次のように改正する。

第19条に次の1項を加える。

- 2 市長は、前項の規定による徴収の猶予（以下「徴収の猶予」という。）をした場合において、当該徴収の猶予をした期間内に当該徴収の猶予をした金額を納付することができないやむを得ない理由があると認めるときは、当該徴収の猶予を受けた者の申請に基づき、その期間を延長することができる。ただし、その期間は、既にその者につき徴収の猶予をした期間と合わせて1年を超えることができない。

第20条第1項中「前条に規定する」及び「(以下「徴収の猶予」という。)」を削る。

第22条第1項第1号中「第19条後段」を「第19条第1項後段」に改める。

第23条第2号中「第19条第2号」を「第19条第1項第2号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の神戸市介護保険条例の規定は、令和2年2月1日から適用する。

理 由

保険料の徴収の猶予期間を最大1年間まで延長するにあたり、条例を改正する必要があるため。

(参 考)

神戸市介護保険条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(徴収の猶予の要件)

第19条 略

(徴収の猶予の申請)

第20条 前条に規定する徴収の猶予(以下「徴収の猶予」という。)を受けようとする第1号被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

2 略

(徴収の猶予の取消し)

第22条 徴収の猶予を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、その徴収の猶予を取り消し、その徴収の猶予に係る金額を一時に徴収することができる。

(1) 第19条後段の規定により分割して納付することを認めた金額をその期限までに納付しないとき。

(2), (3) 略

2 略

(保険料の減免)

2 市長は、前項の規定による徴収の猶予(以下「徴収の猶予」という。)をした場合において、当該徴収の猶予をした期間内に当該徴収の猶予をした金額を納付することができないやむを得ない理由があると認めるときは、当該徴収の猶予を受けた者の申請に基づき、その期間を延長することができる。ただし、その期間は、既にその者につき徴収の猶予をした期間と合わせて1年を超えることができない。

第19条第1項後段

第23条 市長は、第1号被保険者が次の各号のいずれかに該当する場合において必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、保険料を減額し、又は免除することができる。

(1) 略

(2) 第19条第2号から第4号までに該当する事実によりその属する世帯の収入が著しく減少したとき。

(3) 略

第19条第1項第2号